

北海道医療計画

# 宗谷地域推進方針

令和3年度進捗状況及び評価

令和4年(2022年)8月

宗谷総合振興局保健環境部保健行政室  
(北海道稚内保健所)

# 目 次

## 第2 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築

1 がんの医療連携体制	1
2 脳卒中の医療連携体制	4
3 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制	7
4 糖尿病の医療連携体制	10
5 精神疾患対策	13
6 救急医療体制	19
7 災害医療体制	22
8 へき地医療体制	24
9 周産期医療体制	27
10 小児医療体制(小児救急医療含む)	29
11 在宅医療の提供体制	32

## 第3 地域保健医療対策の推進

12 感染症対策	39
13 難病医療対策	43
14 歯科保健医療対策	45

## 第4 医師などの医療従事者確保

15 医師	48
16 看護職員	49

## 第2 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築

### 1 がんの医療連携体制

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p><b>がん予防の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康のために望ましい生活環境やがんに関する正しい知識を身につけることが出来るよう普及啓発を行います。</li>   <li>○ 若い世代の喫煙防止対策として、小中学校や地域における健康教育を実施します。</li>   <li>○ たばこをやめたい人が、医療機関、薬局、市町村、保健所や事業所などの身近なところで禁煙支援を受けることができる体制の整備を促進します。</li>   <li>○ 改正健康増進法(令和2年4月改正)及び北海道受動喫煙禁止条例に基づきすべての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん検診受診や保健指導を推進するため、補助金等を活用し管内のがん検診対象者に検診の周知を行い、受診者の増加に努めています。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たなステージに入ったがん検診総合支援事業 6市町村 242千円</li> </ul> </li>   <li>・ 禁煙週間、北海道がん征圧・がん検診受診促進月間及び道民健康づくり推進週間等にパネル展を実施し、普及啓発を行いました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 禁煙週間 パネル展(振興局道民ギャラリー5/31～6/6) 禁煙ポスターの掲示(合同庁舎、保健所、支所、各市町村)</li> <li>○ 北海道がん征圧・がん検診受診促進月間及び道民健康づくり推進週間 パネル展(稚内市キタカラ10/1～10/8)</li> </ul> </li>   <li>・ 宗谷教育局を通じ市町村教育委員会に喫煙防止対策に係る未成年者喫煙防止事業(喫煙防止講話等)を周知しました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未成年者喫煙防止事業 申し込みなし</li> </ul> </li>   <li>・ 保健所ホームページにおいて、管内禁煙治療を行う医療機関を掲載するとともに、保健所禁煙サポート事業の周知を行いました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所禁煙サポート事業 申し込みなし</li> </ul> </li>   <li>・ 北海道受動喫煙防止対策推進プランに基づき、市町村等と連携し対策の推進を図りました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村ホームページに「北海道受動喫煙防止ポータルサイト」掲載 9市町村</li> <li>○ 「きれいな空気の施設」の登録 93施設</li> <li>○ 受動喫煙防止対策リーフレットの配付 配布先:理美容室、食品衛生責任者事務講習受講者等</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p>がんの早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん検診の受診率の向上に向け、企業との連携やマスメディア等を活用した普及啓発を行います。</li>   <li>○ がん検診と特定健診との一体的な実施を促進するとともに、検診の受診勧奨の取組を推進するなど、受診率の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が実施するがん検診実施状況を把握し、道ホームページに掲載するほか、道(本庁)を通じ各医療保険者にがん検診の受診率の向上に向けた情報提供を行っています。今後も市町村はもとより職域保健とも連携し、各種検診の受診率の向上を目指します。</li>   <li>・ がん検診受診率については、胃・肺・大腸・乳がんは全道平均より高い状況となっていますが、すべてのがん検診で令和5年度の目標値を大きく下回っています。今後とも、市町村、職域保健と連携し、住民に検診受診を広く周知するなど、各種検診の受診率の向上を目指します。 また、がん検診の円滑な実施に向け、市町村並びに職域保健の関係者に対して引き続き情報提供等を行います。</li> </ul>
<p>がん登録の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ がんの罹患や治療後の経過等に関する情報が予防・治療等に効果的に活用されるよう、住民への普及啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道内の地域がん登録の現状を道ホームページに掲載するほか、市町村に対して情報提供を行いました。</li> </ul>
<p>がん医療連携体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ より身近なところで必要な医療を受けることができるよう、がん医療を行う医療機関、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、薬局、歯科医療機関等の関係者間の連携を促進し、診療から、治療、緩和ケア、リハビリテーション、在宅医療に至るまでのがん医療提供体制の整備及び地域連携クリティカルパス導入に向けた取組みを推進します。</li> <li>○ 当地域では、拠点病院等に指定されている医療機関がないことから、他地域の拠点病院等との連携を促進するとともに、本方針の進捗状況を踏まえ、拠点病院等の整備について検討します。</li> <li>○ 国が指定する小児がん拠点病院と診療体制や機能等の情報を共有し、連携体制の構築に取り組みます。</li> <li>○ がんと診断されたときからの在宅を含む緩和ケアが推進されるよう、他地域の拠点病院等と連携し、がん診療に携わる医師、看護師、薬剤師等に対する緩和ケアの知識の普及とともに、緩和ケア病床を有する医療機関や在宅療養支援診療所、薬局等の関係者の連携を促進します。</li> <li>○ 保健所、市町村、医療機関等が連携して、がん患者やその家族に対するがん医療やがん患者が活用できる各種サービスなどの情報を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域連携クリティカルパスの導入に至っていませんが、在宅医療・介護連携推進事業の多職種連携事業の中で、保健医療福祉・介護関係者によるがん医療の提供体制及び連携体制について情報共有や課題の共有を図ることで、地域のがん診療連携体制の充実を図っています。</li>   <li>・ 現時点においては、人員等の要件が満たす拠点となる病院が(管内)ない状況ですが、引き続き関係機関と連携し、がん医療の提供体制の整備を図るとともに、市町村及び医療機関に対して連携体制構築に向けた情報提供を行います。 ○ がん診療拠点病院等 管内指定病院なし</li>   <li>・ 北海道がんサポートブックを保健所窓口に配置するとともに、各市町村に配付し情報提供を行いました。</li> </ul>

計画策定時よりも現状値が減少していることから、取組を強化

数値目標等						
指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R5)	目標値の考え方	現状値の出典(年次)	
がん検診受診率(%)	胃	10.0	8.2	50.0	現状より増加	令和元年度 地域保健・健康増進事業報告
	肺	8.7	7.5	50.0	現状より増加	令和元年度 地域保健・健康増進事業報告
	大腸	8.5	7.5	50.0	現状より増加	令和元年度 地域保健・健康増進事業報告
	子宮頸	14.3	13.9	50.0	現状より増加	令和元年度 地域保健・健康増進事業報告
	乳	20.0	20.1	50.0	現状より増加	令和元年度 地域保健・健康増進事業報告

## 2 脳卒中の医療連携体制

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p>予防対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 脳卒中は初発を予防することが第一であり、生活習慣病の進展段階に応じた一次予防対策が重要です。高血圧や糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム、喫煙習慣がある者への支援を早急に開始し、脳卒中の発生予防に努めます。</li> <li>○ 道・市町村・医療保険者が連携して、特定健康診査の意義を住民に周知するとともに、脳卒中の発症を予防するための保健事業の推進、特定健康診査・特定保健指導の充実に努めます。</li> <li>○ 施設内禁煙等の環境づくりを推進し、受動喫煙防止に努めます。</li> </ul>	<p>令和3年度取組状況及び評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脳卒中の発症要因となる生活習慣病の発症を予防するため、補助金等を活用し健康相談や健康教育等の取組を行いました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康増進事業費補助金 10市町村 3,953千円</li> </ul> </li> <li>・ 健康増進月間や禁煙週間に合わせ、パネル展を開催する等、住民に対して生活習慣病予防の知識の普及啓発を行いました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 禁煙週間 パネル展(振興局道民ギャラリー5/31～6/6) 禁煙ポスターの掲示(合同庁舎、保健所、支所、各市町村)</li> <li>○ 北海道がん征圧・がん検診推進週間及び道民健康づくり推進週間 パネル展(稚内市キタカラ10/1～10/8)</li> </ul> </li> <li>・ 振興局・市町村において、健診受診率向上を目指した受診勧奨等の対策を検討し、健診の意義を住民に周知しました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民健康保険加入者の特定健康診査受診率 R2宗谷圏域 25.5% (北海道 27.0%)</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p>医療連携体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性期から回復期、維持期まで切れ目のない適切な医療(リハビリテーションを含む)が提供できるよう、地域連携クリティカルパスやICTを活用した患者情報共有ネットワーク、保健医療福祉連携推進会議等を通じて、患者の受療動向に応じた連携体制の充実を図ります。</li>   <li>○ 宗谷地域リハビリテーション広域支援センターでは、関係職種による意見交換会、講師バンク(医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士)の設置・運営、関係職員等に対する研修会の開催等を行っています。今後も生活機能の維持及び向上のためのリハビリテーションサービスが地域において適切かつ円滑に提供されるよう体制整備を図ります。</li>   <li>○ 発症予防の段階から、応急手当・病院前救護、急性期医療、回復期医療、維持期医療における医療機関及び関係団体の取組みを促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急性期から維持期医療まで切れ目のない適切な医療が提供できるよう、各種会議等を通じて、市町村、医療機関、関係団体と協議を行い、連携の強化を図ります。 令和2年度から、礼文町内の医療機関が連携し、「北海道外来医療計画」に基づく医療機器の効率的な活用のため、MRI及びCTの共同利用が行われています。</li>   <li>・ 宗谷地域リハビリテーション広域支援センター等を中心に、地域におけるリハビリテーション関係者の連携促進、資質の向上を目的とした研修会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染状況を鑑み実施することができませんでした。</li>   <li>・ 宗谷地域リハビリテーション広域支援センター等の地域の関係機関がそれぞれの立場で充実・強化を図りました。今後も関係機関等と連携しながら取組を推進します。</li> </ul>

	数値目標等						
	指標区分	指標名(単位)	計画策定期	現状値	目標値(R05)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
順調に取組を進めており、引き続き推進	体制整備	急性期医療を担う医療機関数(か所)	1	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調査 急性期医療の公表医療機関(令和3年4月1日現在)
		回復期リハビリテーションが実施可能な医療機関(か所)	2	3	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 回復期医療の公表医療機関(令和3年4月1日現在)
実施件数等		地域連携クリティカルパスの導入	整備済	整備済	当地域での導入は終えていますので、今後はパスを活用した治療を推進していきます。		北海道保健福祉部調べ (平成29年4月1日現在)
		在宅等生活の場に復帰した患者の割合(%)	61.5	61.5	61.5	現状維持	平成27年患者調査
住民の健康状態	脳血管疾患患者の年齢調整死亡率(人口10万対)	男性	33.8	33.8	32.0	現状より減少	北海道稚内保健所調べ *死亡数:平成27年人口動態統計 *人口:平成27年国勢調査
		女性	20.1	20.1	20.1		

### 3 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p>予防対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道・市町村・医療保険者が連携して、特定健康診査の意義を広く住民に周知するとともに、急性心筋梗塞の発症を予防するための健診や保健事業の推進、特定健康診査・特定保健指導の充実に努めます。</li>           <li>○ 高血圧や脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム、喫煙習慣がある者への支援を早急に開始し、心筋梗塞等の心血管疾患の発症予防に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心筋梗塞の発症要因となる生活習慣病の発症を予防するため、補助金等を活用し健康相談や健康教育等の取組を行いました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康増進事業費補助金 10市町村 3,953千円</li> </ul> </li>   <li>・ 健康増進月間や禁煙週間に合わせ、パネル展を開催する等、住民に対して生活習慣病予防の知識の普及啓発を行いました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 禁煙週間 パネル展(振興局道民ギャラリー5/31～6/6) 禁煙ポスターの掲示(合同庁舎、保健所、支所、各市町村)</li> <li>○ 北海道がん征圧・がん検診推進週間及び道民健康づくり推進週間 パネル展(稚内市キタカラ10/1～10/8)</li> </ul> </li>   <li>・ 振興局・市町村において、健診受診率向上を目指した受診勧奨等の対策を検討し、健診の意義を住民に普及啓発しました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民健康保険加入者の特定健康診査受診率 R2宗谷圏域 25.5% (北海道 27.0%)</li> </ul> </li>   <li>・ 管内行政栄養業務担当者研修会にて、特定検診・特定保健指導の実施状況について情報共有を行いました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管内行政栄養業務担当者研修会(WEB開催 8月)</li> </ul> </li>   <li>・ 宗谷地域・職域連携推進連絡会にて、令和3年12月に策定された「北海道循環器病対策推進計画」について、情報提供しました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宗谷地域・職域連携推進連絡会(書面開催 3月)</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設内禁煙等の環境づくりを推進し、受動喫煙防止に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康増進月間や禁煙週間に合わせパネル展を開催したほか、道ホームページで受動喫煙防止に関する普及啓発をおこないました。</li> </ul>
<p>医師の確保及び救急搬送体制の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道・市・医療機関が連携して、循環器内科医の確保に努めるとともに、名寄市立総合病院や旭川市内の専門的治療が可能な病院へのドクターヘリ等を活用した、迅速かつ安全な救急搬送体制を維持します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環器内科については、管外の医療機関から市立稚内病院に非常勤医が派遣され、外来診療を行っています。なお、急性心筋梗塞の患者については、病状に応じて名寄市立総合病院などの専門医療が可能な病院へ救急搬送される体制となっています。</li> <li>・ 管内市町村においては、ドクターヘリ等を活用した救急搬送が行われていますが、引き続き、専門医療の提供体制と医療連携体制の整備が必要です。</li> <li>・ 平成27年12月に名寄市立総合病院に導入されたドクターカーの協力を得て、上川北部への緊急体制の整備が図られましたが、引き続き、専門医療の提供体制と医療連携体制の充実が必要です。</li> </ul>
<p>医療連携体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性期から回復期、再発予防まで切れ目のない適切な医療が提供できるよう、地域連携クリティカルパスやICTを活用した地域医療情報連携ネットワーク、保健医療福祉圏域連携推進会議等を通じて、患者の受療動向に応じた連携体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療連携の推進を図るため、各種会議等を活用し、市町村、医療機関、関係団体と協議を行っています。</li> <li>・ 「道北北部医療連携協議会(ポラリスネットワーク)」による診療情報等の共有化と遠隔診断がおこなわれています。今後は、ポラリスネットワークの参加医療機関を拡大する等、ICT活用の推進が必要です。</li> </ul>
<p>疾病管理・再発予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 慢性心不全患者に対しては、自覚症状や運動耐容能の改善及び心不全増悪や再入院防止を目的に、運動療法、患者教育、カウンセリング等を含む多職種による多面的・包括的なリハビリテーションを実施します。</li> <li>○ 慢性心不全患者の管理に当たっては、関係者間で心不全の概念を共有することが重要であることから、患者やその家族、心血管疾患を専門としない医療従事者や介護関係者等への正しい知識の普及に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種会議等により、脳卒中を含む急性期から維持期における医療機関と在宅等支援者の連携の推進を図る必要がありますが、会議等を開催することができませんでした。</li> <li>・ 急性心筋梗塞に関わる応急手当、病院前救護、急性期医療、回復期医療、維持期医療は、地域の関係機関等がそれぞれの立場で充実・強化を図りました。今後も関係機関等と連携しながら対策を講じることが必要です。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関と地域包括支援センターや介護事業所など地域の支援関係機関との連携により多職種による切れ目のない支援体制が構築されていますが、圏域全体における医療介護連携の構築の強化が必要です。</li> <li>・ 慢性心不全患者の疾病管理に当たっては、患者・家族をはじめ、医療及び介護関係者等も含めた疾患理解と支援体制の充実を図るための各種研修の開催が必要です。</li> </ul>

数値目標等						
指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R09)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
体制整備	急性期医療を担う医療機関数(か所)	0	0		当地域では、急性期医療を担う医療機関はありませんが、常勤医の確保に努め、体制整備を推進していきます。	
	心血管疾患リハビリテーションが実施可能な医療機関				当地域では実施可能な医療機関はありませんが、体制整備を推進していきます。	
実施件数等	地域連携クリティカルパスの導入	当地域では未整備ですが、導入を目指し必要な協議を行っていきます。				
住民の健康状態	急性心筋梗塞年齢調整死亡率 (人口10万対)	男性	15.8	15.8	13.5	北海道稚内保健所調べ *死亡数:平成27年人口動態統計 *人口:平成27年国勢調査
		女性	6.8	6.8	5.2	
			現状より減少			

現状値の把握が進んでいないことから把握に努めるとともに取組を推進

#### 4 糖尿病の医療連携体制

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p>予防対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所、市町村及び関係機関が連携して、糖尿病の発症を予防するため、特定健康診査及び特定保健指導について、制度の周知と内容の充実に努めます。</li>   <li>○ 糖尿病の発症リスクがある者に対して、特定保健指導が実施され、生活習慣の改善が図られる体制整備を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 糖尿病など生活習慣病の予防に関する健康教育を推進するため、補助金等を活用し糖尿病や生活習慣病等の保健相談の推進を図りました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康増進事業補助金 10市町村 3,953千円</li> <li>・ 住民に対して、生活習慣病対策である健康増進月間や禁煙週間に合わせパネル展を開催するなど、生活習慣病予防の普及啓発を実施しました。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 禁煙週間                   <ul style="list-style-type: none"> <li>パネル展(振興局道民ギャラリー5/31～6/6)</li> <li>禁煙ポスターの掲示(合同庁舎、保健所、支所、各市町村)</li> </ul> </li> <li>○ 北海道がん征圧・がん検診推進週間及び道民健康づくり推進週間                   <ul style="list-style-type: none"> <li>パネル展(稚内市キタカラ10/1～10/8)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 特定健康診・特定保健指導の受診率向上に向けて、各医療保険者において様々な取り組みが行われているところですが、共通する課題もあるため今後とも各種会議等を活用しながら関係者間で情報共有を図り、住民のために保健事業の実施体制の充実を目指します。</li> <li>・ 管内行政栄養業務担当者研修会にて、特定検診・特定保健指導の実施状況について情報共有を行いました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管内行政栄養業務担当者研修会(WEB開催 8月)               <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定健康診査及び特定保健指導に関する支援トライアル」を活用した、市町村支援を行いました。</li> </ul> </li> <li>○ 1市町村(猿払村)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p><b>医療連携体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村、医療機関等と連携し、糖尿病患者に対して継続治療の必要性等を啓発し、病状の悪化や合併症予防に努めます。</li> <li>○ 発症予防から、専門治療、慢性合併症治療まで切れ目のなく適切な医療が提供できるよう、「糖尿病連携手帳」(日本糖尿病協会発行)等を用いた地域連携クリティカルパスやICTを活用した地域医療情報連携ネットワーク等を活用し、患者の受療動向に応じた連携体制の充実を図ります。</li> <li>○ 透析患者が地元で安心して透析を受けることが出来るよう、体制整備に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の健康を担う医療機関や行政機関等の保健医療従事者を対象に「糖尿病患者支援に係る勉強会」を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。</li> <li>・ 全ての市町村で生活習慣病予防等の健康教育が実施されおり、医療連携体制整備のための協議も始まっています。今後も糖尿病重症化予防の視点が盛り込まれた各種研修の開催が必要です。</li> <li>・ 会議等にて、糖尿病の医療連携体制について説明し、市町村の現状について情報収集を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できませんでした。</li> <li>・ 人工透析機器の整備については、市町村等に対し、補助事業(医療提供体制推進事業)の情報提供を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管内実績なし</li> </ul> </li> <li>・ 医療機関においては透析患者が増加している状況があります。新たな糖尿病患者の発生抑制、糖尿病患者の病状悪化を抑えるために医療連携を強化する取組と、KDBを活用した重症化予防についての検討始めています。</li> </ul>

数値目標等						
指標区分	指標名(単位)	計画策定期	現状値	目標値(R05)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
概ね順調に取組が進んでおり引き続き推進	体制整備	特定健診受診率(%)	25.3	25.5	70.0	現状より増加 令和2年度特定健診・特定保健指導実施結果(北海道国保連合会)
	実施件数等	特定保健指導実施率(%)	33.0	積極的: 36.8 動機付: 59.8	45.0	現状より増加 令和2年度特定健診・特定保健指導実施結果(北海道国保連合会)より算出
	住民の健康状態	地域連携クリティカルパスを導入している医療機関の利用推進(数値は医療機関数(か所))	6	3	平成29年4月調査によると6か所で活用されている。 患者の受療動向に応じた切れ目のない医療が提供出来るよう、連携体制の推進を図ります。	北海道保健福祉部調査(令和3年4月1日現在)
		HbA1c値が6.5%以上の受診勧奨者の割合(%)	7.9	8.7	体制が整備され特定健診受診率が増加することにより、受診勧奨となる前に住民の気づきを促し、重症化予防に対応出来る支援体制の推進に努めることにより、数値の減少を図ります。	平成29年市町村国保における特定健診等結果状況報告

## 5 精神疾患の医療連携体制

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所職員だけでなく、市町村職員等で当事者・家族の相談支援に従事する全ての関係者の専門性の向上のため、北海道立精神保健福祉センターが実施する自殺対策、ひきこもり、依存症などの支援に関する研修等について情報提供と積極的な受講を強く働きかけます。</li> <li>○ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域住民の精神障がい者に対する理解促進及び適切な初期支援の実施や普及・啓発に取り組むほか、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、圏域ごとに設置している保健・医療・福祉関係者による協議の場を市町村ごとにも設置できるよう、広域での調整に努め、重層的な連携による支援体制の構築を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道立精神保健センター等による各種研修の情報提供を行いました。</li> <li>・ 精神障害のある人が、身近な地域で相談や支援を受け安定した生活が送れるよう、家庭訪問や地域の関係機関との連携し支援体制整備を図りました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別ケース会議 10回10事例 計45人出席</li> <li>○ 就労支援事業所とのケースカンファレンス 1回 1事例 計11人出席</li> <li>○ 精神ケース連絡会議 4回 19事例 計27人出席</li> <li>○ 家庭訪問実績 市町村: 実122人(延331人) 保健所: 実37人(延68人) 宗谷圏域精神障がい者地域生活支援センター 実1人(延13人)</li> </ul> </li> </ul>
<p>統合失調症</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神科病院に入院している者の退院を促進するため、地域の相談支援事業所や医療機関等と連携し、長期入院患者の地域移行・地域定着の支援を推進し、地域における支援体制の構築を促進します。</li> <li>○ 市町村などと連携し、「北海道障がい福祉計画」に基づき、グループホームや就労支援事業所等日中活動の場の整備を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所は、長期入院者等の地域移行・地域定着を推進するため、地域生活支援事業を実施し、ピアサポートの養成とともに対象者への生活支援、精神科医療機関との連携の強化に向けた取組みなどの普及啓発を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域移行研修会 実績なし</li> </ul> </li> <li>・ 管内においては、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指した保健・医療・福祉関係者による協議の場が設置され、居住の場や就労事業所等の日中活動の場の整備について検討が行われて <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協議会等の設置 4市町村 今後検討6市町村</li> </ul> </li> <li>・ 地域には精神障がい者や家族の集う場が5か所あり、地域の居場所となっています。また、精神障がい者が自主的に活動できるように、関係機関の協力により支援が行われています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リトルウエイブ、はくちょうサークル、精神障がい者のつどいたんぽぽ、礼文町うすゆきの会、自立支援医療受給者家族の集い</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p>うつ病・躁うつ病</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談状況に合わせて内科等のかかりつけ医との連携を推進し、精神科医療へのアクセスを促す取組に努めます。</li> </ul>	<p>保健所は、利尻地区(利尻町、利尻富士町、礼文町)と南宗谷地区(浜頓別町、中頓別町、枝幸町)で、こころの健康相談を実施し、必要に応じ適切な医療につなげました。 こころの健康相談は、住民が直接精神科医に相談できるほか、支援者のコンサルテーションとしても機能しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績:7回 15件</li> </ul> <p>保健所や市町村では、保健師による電話や来所での相談を随時実施し、相談者の健康課題に対応しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績:市町村 延934件 保健所 延336件</li> </ul> <p>保健所が行う精神保健相談等については、市町村広報や新聞等の協力を得て住民に周知するとともに保健所ホームページに掲載しています。</p>
<p>認知症</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が推進している認知症サポーター(認知症を理解し支援する住民)の養成等を通じて家庭や職場など周囲の者や地域住民に対する知識の普及を進めます。</li> <li>○ 認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センター及び介護関係機関との連携を促進します。</li> </ul>	<p>市町村が推進している認知症サポーター(認知症を理解し支援する住民)の養成等を通じて家庭や職場など周囲の者や地域住民に対する知識の普及を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SOSネットワーク設置5市町村</li> <li>○ 認知症サポーター養成数(管内計)6,192人</li> </ul> <p>認知症対策においては、認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センター及び介護関係機関との連携により支援が行われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症初期集中支援チームの設置</li> <li>○ 認知症地域支援員の配置</li> <li>○ 認知症ケアパスの作成</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<b>児童・思春期精神疾患</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小児科医や看護職員による児童精神疾患への対応や必要に応じた専門医との連携が適切に図られるよう努めます。</li>   <li>○ 心の問題を持つ子どもが身近な地域で適切な診療を受け、また、その家族が適切な医療的相談ができるよう、地域の保健・医療・福祉・教育等の関係機関のネットワークを構築し、連携の促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師や精神科医師によるこころの相談を実施し、児童・思春期の相談対応を行うとともに関係機関との連携を図り支援を行いました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童思春期に関する相談(保健所、市町村計) 延66件</li> </ul> </li>   <li>・ 保健所は、宗谷教育局が主催する特別支援教育にかかる協議会や専門家チームに参加し、乳幼児から就労までの一貫した支援体制整備に向けて関係者と検討を行いました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援教育連携協議会・専門家チーム会議 実績なし</li> </ul> </li>   <li>・ 思春期教育ネットワークや発達障害者支援ネットワーク(レインボーネット)の研修会や学習会に出席し、教育関係を含めた関係機関との情報共有や意見交換などを通じながら連携の強化を図りました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障がい者ネットワークへの出席 実績なし</li> <li>○ 思春期教育ネットワークへの出席 2回</li> </ul> </li> </ul>
<b>発達障がい</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障がいの早期発見や適切な成長・発達を促すため、乳幼児健康診査について市町村からの受診勧奨を徹底します。また、発達障がいの当事者・家族等を適切な支援につなげられるよう、発達障がいに関する専門性の向上を図るため、保健福祉に関わる職員を対象にした研修を実施します。</li>   <li>○ 発達障がいのある人が身近な地域において適切な診療を受け、また、その家族が適切な医療的相談ができるよう、市町村に必要な専門的支援の確保に努めるほか、地域の保健・医療・福祉・教育等の関係機関のネットワークを構築し、ライフステージに応じた切れ目のない支援のための連携の促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子保健法に基づき、市町村が乳幼児健診を行っており、発達障がいの早期発見に努めています。 また、市町村は、疑われる児については児童相談所の巡回相談や療育センターの受診、早期療育通園センターなどの活用へつなげるとともに関係機関と連携しながら、児や家族のサポートを行いました。</li>   <li>・ ※児童・思春期精神疾患に準ずる</li> </ul>
<b>依存症</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 依存症に関する知識を普及し、当事者・家族を地域で支援することができるように、地域住民に対する啓発や依存症の自助グループや支援者が実施しているミーティングの手法を学ぶ機会の確保など、依存症支援体制の構築を促進します。</li>   <li>○ 「北海道アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、予防及び相談から治療回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所は、依存症の問題を抱える当事者・家族からの相談に応じ、継続した支援を行いました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 依存症に関する相談 実7人(延12人) (アルコール6人/9人、ギャンブル1人/3人)</li> <li>○ アルコール問題をかかえる家族のつどい 実績なし</li> <li>○ 健康教育 実績なし</li> <li>○ アルコール関連問題啓発週間におけるホームページ掲載</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<b>PTSD</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実を図るために、精神保健福祉センターが実施するPTSD研修等の周知を行い支援技術育成に努めます。</li> <li>○ 地域の保健・医療・福祉・教育関係者に、摂食障害に関する普及啓発を進め、早期発見、適切な治療につなげることが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉センター主催の研修等について周知を行いました。</li> <li>・ 摂食障害に関する相談 実績なし</li> </ul>
<b>高次脳機能障がい</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高次脳機能障がいの当事者・家族が身近な地域で支援を受けられるよう、保健所における相談機能の強化や相談窓口の周知を図るとともに、地域において高次脳機能障がいの診断等が可能となるよう、医療関係者等を対象とする研修を実施するなど、支援及び診療体制の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績なし</li> </ul>
<b>摂食障害</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の保健・医療・福祉・教育関係者に、摂食障害の当事者・家族等が速やかに医療機関を利用できるよう、摂食障害に関する普及啓発に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績なし</li> </ul>
<b>てんかん</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未治療のてんかん患者やその家族に対し、てんかんに関する知識の普及啓発等に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績なし</li> </ul>
<b>精神科救急・身体合併症</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 休日・夜間の緊急の相談や救急医療を必要とする者に対応することができるように、精神科救急の輪番体制の整備を始めとした精神科救急医療体制を確保するとともに、適切な服薬指導などに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉法に基づく申請や通報、相談など救急医療を必要とする者への対応を行っています。退院後の服薬指導等医療の継続に向けての指導や生活支援などをを行っています。また、関係機関との連携により緊急の対応が適切に行えるよう連携会議を開催しました。           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請及び通報件数 16件 再掲:精神科救急医療(休日・夜間)対応件数 4件</li> <li>○ 危機介入支援体制検討会議 1回 12人出席</li> </ul> </li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<b>自殺対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の医療機関と警察や消防、市町村・保健所及び自殺対策に取り組む民間団体等と連携しながら、管内での自殺対策について効果的に実施できるよう互いに情報交換を行うとともに、地域の住民に対して自殺予防の普及啓発を引き続き実施していきます。</li> <li>○ また、自殺は様々な要因が引き金となるといわれていることから、自殺を企図する人を早期に発見し、その要因となる問題の早期解決のため、個々の課題に対応できる関係機関に早期につなぐことのできる地域支援体制の構築を図っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗谷地域自殺予防対策推進連絡会議 実績なし</li> <li>・ 心の健康づくりに関する健康教育 実績なし</li> <li>・ 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における普及啓発新聞広告、ホームページ、ポスター掲示により実施</li> </ul>
<b>災害精神医療</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の心のケアに従事する立場にいる関係機関の職員に対し、スキルアップや資質の向上のための研修会の受講を強く働きかけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉センター主催の研修等について周知を行いました。</li> </ul>
<b>医療観察法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象者が発生した際は、地域の関係機関と連携し、当事者のニーズに対応した受入体制や在宅生活支援策等を協議していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者なし</li> </ul>

数値目標等						
指標区分	指標名(単位)	計画策定期	現状値	目標値(R05)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
住民の健康状態等	入院後3ヶ月時点での退院率(%)	40.0	40 算出不可	69.0	全道目標値と同一	厚生労働省 精神保健福祉資料 (平成27年度)
	入院後6ヶ月時点での退院率(%)	90.0	90 算出不可	84.0		
	入院後1年時点での退院率(%)	100.0	100 算出不可	90.0		

現状値が把握できないが、把握に努めるとともに施策の取組を推進

## 6 救急医療体制

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p>初期救急医療体制及び二次救急医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当地域の中心的な救急医療機関である市立稚内病院に、救急医療に必要な医療機能の拡充のための支援を行います。 また、他の救急告示医療機関においても、機器の充実及び関係機関の協力による医師派遣などにより、救急医療業務に従事する医師への支援を強化します。</li> <li>○ 市立稚内病院の負担を軽減するため、医師会や関係機関と初期救急医療のあり方等について検討します。</li> <li>○ 現在、各救急病院・診療所で行われている救急医療体制の維持に努め、連携区域における二次救急医療体制の維持・強化を図ります。</li> <li>○ テレビ会議システム等により、連携区域外医療機関との遠隔診断を実施し、迅速かつ適切な救急医療体制を構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市立稚内病院に対する支援 救急勤務医・産科医等確保支援事業(補助金) 小児救急医療支援事業(補助金)</li> <li>在宅当番医制や休日夜間急患センターの設置の具体的な検討は進まなかつたが、市立稚内病院の負担を軽減するため、関係機関・団体等のご意見を伺いながら、管内の状況を踏まえた上で、初期救急医療のあり方について、引き続き、検討が必要です。</li> <li>各市町村の救急告示医療機関が初期救急医療から二次救急医療を担っているが、特に病院郡輪番制を実施している市立稚内病院が、夜間救急診療を実施(年末年始を含む)する等して、救急医療体制が維持されているため、市立稚内病院の負担軽減を図る救急医療体制の構築が必要です。</li> <li>(一社)稚内歯科医師会では、年末年始の救急当番を市内において、実施しました。</li> <li>「道北北部連携ネットワークシステム(平成24年度整備)」によるテレビ会議システムが運用され、名寄市立総合病院等と管内の病院との遠隔診断が行われており、特に循環器疾患の対応、救急搬送の円滑な実施に効果を上げています。管内の医療機関の参加が増えるよう、引き続き、関係機関と情報共有等を図ります。</li> <li>○ 管内参加医療機関 6か所 市立稚内病院、枝幸町国民健康保険病院、浜頓別町国民健康保険病院、猿払村国民健康保険病院、中頓別町国民健康保険病院、幌延町国民健康保険診療所</li> </ul>
<p>三次救急医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三次救急医療体制の維持・強化を図るため、道北ドクターヘリの関係会議などを通じて関係機関との連携や情報共有等を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所は、道北ドクターヘリ運航調整委員会に参加し、関係機関との情報共有を図りました。</li> <li>○ 道北ドクターヘリ運航調整委員会 令和4年3月(書面開催)</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<b>救急搬送体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ドクターへリや消防防災ヘリコプター等の航空機、高規格救急自動車等の活用による迅速な救急搬送体制を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道北ドクターへリ運航調整委員会や関係機関・団体等の取り組みや連携により、円滑な救急搬送体制が維持されています。保健所としてそれらの活動を支援していきます。 また、名寄市立総合病院のドクターカーによる搬送も行われています。</li> <li>○ 管内へのドクターへリ出動実績: 45件(R02) → 58件(R03) (出典:旭川赤十字病院提供資料 道北ドクターへリ出動実績)</li> <li>○ 高規格救急自動車: 全市町村配置</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の充実を図ります。</li> <li>○ 重傷患者に対する救急医療が確保されるよう救急隊、救急救命士と救急患者受入機関の連携、救急救命医の確保・養成に努めます。</li> <li>○ 稚内地区消防事務組合救急業務高度化推進協議会との連携を強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所は、各医療機関に対し、「病院前医療体制における指導医等研修」等各種研修会の案内を行いました。</li> <li>・ 救急救命士が行う薬剤投与や気道確保などの実習について、医療機関、消防機関などの関係機関が連携して受入れ施設の調整などを行っています。</li> <li>・ 稚内地区消防事務組合救急業務高度化推進協議会において、情報収集を行うなど、連携強化に努めました。</li> </ul>
<b>住民に対する情報提供や普及啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「北海道救急医療・広域災害情報システム」を周知し、救急医療に関する必要な情報提供等を行います。</li> <li>○ 救急医療週間などの機会を活用し、AEDの整備促進について啓発を行います。 また、救急法等講習会の開催などにより、地域住民に対し、救急医療機関等への適正受診や救急車の適切な利用に関する知識の普及啓発を行うとともに、保健所をはじめとした、消防機関、市町村、医師会等の関係機関との連携体制の強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道から各医療機関等に対する「北海道救急医療・広域災害情報システム」のパンフレットの送付や道のホームページに掲載するなどして、救急医療に関する必要な情報提供等を行いました。</li> <li>・ コンビニ受診の抑制等も目的とした救急医療啓発リーフレットを配布し、地域住民に救急病院へのかかり方等の啓発を行いました。 新型コロナの影響により、救急法等講習会は未開催となり、市町村へ応急処置等に係るパンフレットを配布し、住民への啓発を依頼しました。</li> </ul>

進捗に遅れ  
が見られるた  
め取組を強化

数値目標等						
指標区分	指標名(単位)	計画策定期	現状値	目標達成度(EOS)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
体制整備	在宅当番医制等初期救急医療の確保市町村割合(%)	100	100	100	現状維持	保健所調べ (令和4年3月現在)
	病院群輪番制の実施医療機関数	1	1	救急告示医療機関と連携し、二次救急医療体制の確保に努めます。		保健所調べ (令和4年3月現在)
実施件数	救急法等講習会の実施市町村数	10	0	10	現状維持	保健所調べ (令和4年3月現在)

## 7 災害医療体制

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p>災害医療の連携体制の構築や災害医療体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害拠点病院(市立稚内病院)は、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能を確保し、被災地からの患者の受け入れや広域搬送に係る対応を行い、医薬品・医療材料などを供給するとともに、応急用資機材の貸出等により地域の医療機関を支援します。 また、道の要請に基づき救護班、DMATを派遣し、医療救護活動を行います。</li> <li>○ 北海道DMAT指定医療機関(市立稚内病院)は、道の要請に基づきDMATを災害急性期において被災地に派遣し、「患者を近隣・広域へ搬送する際ににおける必要な観察・処置」、「被災地内の病院における診療支援」、「被災地内におけるトリアージや救命処置等を行います。</li> <li>○ 保健所や市町村は、被災者に対して感染症のまん延防止、メンタルヘルスケア等のニーズに的確に対応するため、保健師、栄養士などによる保健指導及び栄養指導を実施するとともに関係機関、関係団体との連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立稚内病院は、圏域内唯一の「災害拠点病院」として、指定されており、災害時における圏域内の医療の確保及び搬送体制の整備を行いました。</li> <li>・ 平成30年の北海道胆振東部地震発生の際、市立稚内病院DMATとして、札幌医療圏活動拠点本部(札幌医科大学)へ派遣され、各種災害対応を行いました。</li> <li>・ 保健所は、保健師、管理栄養士などによる保健指導及び栄養指導を実施し、関係機関、関係団体との連携を図っています。</li> </ul>
<p>災害拠点病院の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災マニュアルの整備及び業務継続計画(BCP)の策定を促進します。</li> <li>○ 定期的な訓練や各種研修等への受講を促し、体制の強化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災マニュアルの整備及び業務継続計画(BCP)の策定を行いました。</li> <li>・ 保健所においては、各種研修会の案内を行う等して、体制の強化に努めました。</li> </ul>
<p>災害派遣医療チーム(DMAT)の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時にDMATが有効に機能するため、研修参加による人材育成や定期的な訓練等を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DMAT指定を受けている市立稚内病院のDMAT要員(医師、看護師、救急救命士及び事務職員等業務調整員)は、定期的に各種講習を受けています。</li> </ul>
<p>広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時におけるEMISの円滑な運用が重要であることから、各病院における定期的な入力訓練の実施を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所においては、医療監視等の機会を通じて、EMISの周知を行っています。 また、EMIS緊急時入力訓練を実施し(道主催1回、保健所主催1回)、管内の病院に参加を促しました(4病院参加)。</li> </ul>

数値目標等						
指標区分	指標名(単位)	計画実定期	現状値	目標値(R05)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
体制整備	災害拠点病院整備数	1	1	1	現状維持	保健所調べ (令和4年3月現在)
	北海道DMAT指定医療機関整備数	1	1	1	現状維持	保健所調べ (令和4年3月現在)
	災害拠点病院における耐震化整備	整備済				北海道保健福祉部 調査 (令和2年9月現在)
実施件数等	災害拠点病院における業務継続計画(BCP)の策定	未策定	策定	策定	災害拠点病院での策定	保健所調べ (令和4年3月現在)
	EMIS操作を含む研修・訓練を実施している病院数	1	4	8	全病院での実施	保健所調べ (令和4年3月現在)

順調に進捗し  
ており引き続き推進

## 8 へき地医療体制

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p>へき地における保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無医地区等住民の健康の保持・増進を図るため、市町村等と連携を図りながら、住民の保健衛生状態を十分把握し、地域の実情に即した保健指導を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内には無医地区(5地区)及び準無医地区(3地区)が計8地区あり、市町村の保健師が中心となって健康相談や疾病予防、悪化防止などの保健指導を実施しました。</li> </ul>
<p>へき地における診療の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ へき地における医療を確保するため、高規格救急自動車、道北ドクターヘリや消防防災ヘリなどによる救急搬送体制の充実及び市町村や医療機関における患者輸送車の効率的な更新や整備を推進し、市町村を越えた患者輸送がスムーズに行えるよう体制づくりを進めます。</li> <li>○ 引き続き、市町村や医療機関における患者輸送車等を整備する事業に対して支援し、効率的な更新や整備を推進することにより、へき地における患者輸送が円滑に行えるような体制を推進します。</li> <li>○ へき地においては、幅広い診療に対応できる総合診療医は重要な役割を担うことから、関係機関と連携しながら、総合診療医の確保に努めます。</li> <li>○ 自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業等の活用により、常勤医、代診医の確保を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道北ドクターへリ運航調整委員会と医療機関、消防機関等の連携により、円滑な救急搬送体制の確保がなされています。 引き続き、道北ドクターへリ運航調整委員会等の関係会議へ出席すること等による情報共有が必要です。 ○ 道北ドクターへリ運航調整委員会 令和4年3月(書面開催)</li> <li>・ 管内では、市町村や医療機関による病院への送迎車の運行など、患者輸送が円滑に行えるよう体制構築が図られています。 また、町村立のへき地診療所では、付属のへき地診療所へ出張診療を実施する等して、へき地医療体制を確保を図りました。</li> <li>・ ○ 輸送車運行経費 へき地医療対策事業費(運営費)補助金 (へき地患者輸送車運行事業)</li> <li>・ 道は、総合診療医の育成に向け各種研修会等を開催するなどし、人材の確保、養成を行っており、管内の状況を踏まえた上で、関係機関と連携しながら、総合診療医の確保に努めます。</li> <li>・ 下記施策により常勤医、代診医の確保に努めています。 ○ 自治医科大学卒業医師の配置 (市立稚内病院:1名、利尻島国保中央病院:2名) ○ 地域枠医師の配置(なし)</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p>へき地の診療を支援する医療機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ へき地への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣調整等、へき地医療拠点病院が行うへき地医療支援活動に対して支援します。</li> <li>○ 遠隔医療や診療情報の共有ネットワーク化を行うため、必要な機器等の整備を行うへき地医療拠点病院などに対して支援します。</li> <li>○ 北海道医師確保計画に基づき、医育大学に設置した地域医療支援センターによる医師派遣、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、緊急臨時の医師派遣事業等を活用し、へき地の診療を支援する医師の確保を図ります。</li> <li>○ 救急医療情報システムや小児電話相談事業の普及・啓発を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○ 医療支援活動に対する財政的支援 へき地医療拠点病院運営事業(補助金) 市立稚内病院</li> <li>・ 患者情報の共有化を図るための医療機器の購入費等を補助する「患者情報共有ネットワーク構築事業費補助金」についての周知を行いました。 なお、市立稚内病院、礼文町船泊診療所においては、遠隔医療による精神科診療支援体制が確保されています。</li> <li>・ 道として、自治医科大学卒業医師の配置や3医育大学地域医療支援センター等を活用し、医師の確保、派遣に努めています。 また、短期支援として、ドクターバンク事業や緊急臨時の医師派遣事業等の活用により、緊急的な医師の人材確保が図されました。</li> <li>・ 保健所においては、道外等からの医師招へいに向けホームページを活用しながら、地域からの情報発信を積極的に行いました。</li> <li>・ 道として、国に対し暫定的に増員された医育大学の入学定員の維持や、医師確保対策の推進等について地域の実情を訴えながら、様々な機会を通じて要請を行っているところです。</li> </ul>
<p>行政機関等によるへき地医療の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夜間のコンビニ受診などで疲弊しないために、地域住民に対しての啓発活動を市町村等と連携しながら行い、地域全体で医療を支える機運の醸成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページでの周知やリーフレット等の啓発資材の配布により普及・啓発を図りました。</li> <li>・ ホームページでの周知やリーフレット等の啓発資材の配布により普及・啓発を図りました。</li> </ul>

順調に進捗して  
おり引き続き推進

数値目標等						
指標区分	指標名(単位)	計画策定期	現状値	目標値(RDS)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
体制整備	べき地診療所数(か所)	9	9	9	現状維持	
実施件数等	巡回診療、医師派遣、代診医派遣のいずれかを実施するべき地医療拠点病院数(か所)	1	1	1	現状維持	べき地医療現況調査 [厚生労働省] (令和3年4月1日現在)
	遠隔診療等ICTを活用した診療支援を実施するべき地医療拠点病院数(か所)	1	1	1	現状維持	

## 9 周産期医療体制

推進方針記載の施策の方向性	令和3年度取組状況及び評価
<p><b>地域周産期センター等の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 限られた医療資源を有効に活用していくため、「地域周産期センター」である市立稚内病院を中心とした周産期医療体制の整備推進や、周産期関係医療機関の連携や役割分担による連携体制を強化を図り、市町村及び医療機関が連携した出産体制を支援する母子保健活動推進を進めています。</li> <li>○ 市町村及び医療機関と連携し、市立稚内病院を核とした周産期医療体制の強化を図り、妊産婦及び新生児の安全・安心な環境整備のため、予防・早期発見・早期治療を目指した保健・医療・福祉サービス支援体制の構築に努めます。</li> <li>○ 市町村で実施している妊婦健康診査の受診率を高めるため、妊娠の早期届出の周知や検診受診を働きかけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道は、「地域周産期母子医療センター」である市立稚内病院に対し、周産期母子医療センター運営事業等により、周産期医療体制を支援しました。 引き続き、市立稚内病院を中心とした周産期医療体制の支援を行うとともに、周産期関係医療機関の連携や役割分担による連携体制の強化を</li> <li>○ 地域周産期支援センター（市立稚内病院）に対する補助 周産期母子医療センター運営事業（補助金） 産科医療機関確保事業（補助金） 救急勤務医・産科医等確保事業（補助金）</li> </ul>
<p><b>妊産婦の多様なニーズに対応する取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産婦人科医師の負担軽減に繋がることから、産科及び産婦人科以外の診療科を含めた医療機関や関係団体と連携して、助産師が行う外来機能の充実について、地域の実情を踏まえながら検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域周産期母子医療センター」である市立稚内病院を中心とした周産期医療体制を維持しています。 また、周産期医療体制の強化として、養育者支援保健・医療システムが管内で運用されています。このシステムにより、医療機関から市町村への養育支援情報の連絡が円滑に行われ、市町村と医療機関の連携が密になっています。</li> <li>・ 市町村では、広報等で妊娠届の早期提出などを呼び掛けています。また、母子健康手帳交付時には保健師が妊婦に対して面接を行い、妊婦健診の受診を指導しています。</li> <li>・ 助産師外来の設置等についての具体的な検討は進みませんでしたが、各種調査（助産師外来・院内助産所の設置及び分娩状況等の調査）等を通じて、助産師外来の設置等の検討を含め各医療機関の状況を把握しました。今後も医療機関や関係団体等を連携して、検討していく必要があります。</li> </ul>

推進方針記載の施策の方向性		令和3年度取組状況及び評価					
救急搬送体制の整備		・ 高規格救急車は全市町村に配備されています。また、妊婦の管外への救急移送に関し、ドクターヘリ、消防防災ヘリ等の活用により搬送体制が整っていますが、夜間や悪天候時の搬送には課題があるため、関係機関との調整が必要です。なお、消防機関では妊婦の事前登録制などにより、急変時の迅速な搬送体制の構築に努めています。					
○ 管内の周産期医療体制の強化を図るため、ドクターヘリ、消防防災ヘリ等の効果的な活用について、市町村、医療機関とともに、関係機関等への働きかけに努めます。		・ 分娩可能な産科医療機関がない地域における妊産婦の受診、分娩に当たっての経済的負担の軽減策として、「妊産婦安心出産支援事業」による交通費や宿泊経費の助成を引き続き行うとともに、経済的負担軽減策や異常分娩等の緊急時の対応策について、検討を行っていきます。					
順調に進捗しており引き続き推進		数値目標等					
指標区分	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(ROI)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)	
体制整備	分娩を取り扱う医療機関数(か所)	1	1	1	現状維持	保健所調べ (令和4年3月現在)	
	産科・産婦人科を標準とする病院の助産師外来開設割合(%)	0	0	地域の実情に応じて助産師が行う外来機能の充実に努めます。		北海道保健福祉部調査 (令和3年4月現在)	
	地域周産期母子医療センター整備数	1	1	1	現状維持	北海道認定 (令和3年4月現在)	